2020 年 4 月 6 日

受益者の皆さまへ

りそなアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2858号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

**「りそな・リスクコントロールファンド２０１９－０３（愛称：みつぼしフライト２０１９－０３）」**
**繰上償還決定のご案内**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ご投資いただいております「りそな・リスクコントロールファンド 2019-03（愛称：みつぼしフライト 2019-03）」は、2020 年 4 月 6 日、繰上償還条件に該当いたしましたので、信託約款の規定に基づき、繰上償還をさせていただくこととなりましたので下記の通りご案内申し上げます。

記

**1．繰上償還を行うファンド（以下、「当ファンド」）および取扱販売会社**

ファンド名称：りそな・リスクコントロールファンド 2019-03
（愛称：みつぼしフライト 2019-03）
取扱販売会社：埼玉りそな銀行、みなと銀行、りそな銀行（50 音順）

**2．該当する繰上償還条件**

基準価額が「確保ライン」まで下落したこと。

| 2020 年 4 月 6 日の<br>基準価額 | 当ファンドの「確保ライン」<br>（繰上償還決定の基準値） |
|---|---|
| 10,000 円 | 10,000 円 |

**3．繰上償還の決定に至った基準価額下落の背景**

２月下旬以降、「新型コロナウイルス」の世界的な感染者拡大を背景に、株式市場の大幅下落とともに海外金利も大きく上昇するなど、ボラティリティ（市場の変動率）は一時 2008 年のリーマンショック時と同レベルの水準まで上昇しました。
こうした中、当ファンドでは成長性重視資産の投資比率を引き下げ、安定性重視資産の投資比率の引き上げを行ってきたほか、３月中旬以降、キャッシュ等の組入れを実施してまいりましたが、当ファンドの基準価額は「確保ライン」まで下落することとなり、繰上償還をさせていただくこととなりました。

## 4. 繰上償還・換金申込等スケジュール

当ファンドはお客さまのお手続きなく繰上償還を行いますが、一定の期間、お客さまからの換金のお申込み手続きを受け付けることができます。
なお、繰上償還を決定した翌日以降の信託報酬および保証料は発生しません。

（1）換金のお申込みを行う場合 － お申込み期限があることにご留意ください。

4 月 6 日に繰上償還の決定をいたしましたが、償還決定日から 4 営業日後（決定日を含む）の 4 月 9 日までは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、みなと銀行でご購入いただいた受益者の方は、換金のお申込みが出来ます。換金のお手続き等、詳しくは販売会社までお問い合わせください。

| 繰上償還決定 | 換金手続申込期限 | 換金代金の入金日 |
|---|---|---|
| 4 月 6 日（月） | 4 月 9 日（木）15 時まで | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目 |

※換金した場合の基準価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額が適用されます。
※基準価額は、「確保ライン」の 10,000 円を下回ることはありません。

（2） 繰上償還の場合

4 月 10 日以降、換金申込の受付は出来なくなり、以下のとおり繰上償還の手続きに移行しますが、その際、お客さまのお手続きは必要ありません。

| 繰上償還決定 | 償還日<br>（繰上償還決定日（決定日を含む）から 13 営業日目） | 償還代金の入金日<br>（繰上償還決定日（決定日を含む）から 14 営業日目）* |
|---|---|---|
| 4 月 6 日（月） | 4 月 22 日（水） | 4 月 23 日（木） |

※償還価額は、償還日にあたる 4 月 22 日(水)に決定されます。
※償還価額は、「確保ライン」の 10,000 円を下回ることはありません。
*みなと銀行でご購入いただいた受益者の方は、償還代金の入金日は 4 月 24 日（金）となります。

今後の証券投資信託の運用について、改めて皆さまのご期待に添えますよう万全を期して努力してまいる所存です。

以上

○ファンドの運用内容に関するお問い合わせ
りそなアセットマネジメント株式会社　コールセンター　0120-223351 （営業日の 9:00～17:00）

○お預かり残高・各種お手続きに関するお問い合わせ
お客さまがご購入いただいた販売会社のお取引店にお問い合わせ下さい。

りそなアセットマネジメント

情報提供資料
（受益者の皆さまへ）

2020 年 4 月 6 日

## りそな・リスクコントロールファンド 2019-03（愛称：みつぼしフライト 2019-03）

# 設定時から繰上償還までの運用状況について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2019年3月11日に運用を開始した「りそな・リスクコントロールファンド2019-03（愛称：みつぼしフライト2019-03）」（以下、当ファンド）ですが、4月6日時点で基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還の条件に該当しましたので、4月22日をもって繰上償還いたします（繰上償還のスケジュールにつきましては、別紙「繰上償還決定のご案内」をご参照ください）。当資料では、当ファンドの設定時から繰上償還決定時までの運用状況についてご報告いたします。

## 1．当ファンドの基準価額の推移

当ファンドは、2019年3月11日の設定以降、安定的なパフォーマンスで推移しており、2020年2月13日に基準価額が10,504円に到達し、確保ラインが10,000円に切り上げとなりました。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2月24日に米国株式市場が大幅下落して以降、市場は急速にリスクオフとなりましたが、当ファンドでは円ヘッジ付の先進国国債を中心に構成される安定性重視資産の比率を早期に高める事により、3月上旬頃までは基準価額は安定的に推移しておりました。しかし、3月上旬以降、感染拡大に歯止めがかからず世界的な混乱が高まる中、株式市場においては、米国のNYダウ平均株価が過去最大の下落幅を記録するなど、グローバルで連日大幅な下落が続きました。また、債券市場においても、市場の流動性が著しく低下し、感染拡大が拡がるユーロ圏の国債を中心に、通常は安定資産とされる先進国の国債ですら大きく売られる環境となりました。当ファンドは、後述の資産配分変更による運用リスクのコントロールにより、大幅な下落は抑えられたものの、4月6日時点で基準価額が『確保ライン』である10,000円まで下落しました。

**当ファンドの基準価額と市場指数の推移（設定来）**

(期間：2019 年 3 月 11 日～2020 年 4 月 6 日)　右に記載の変化率は 2 月 21 日から 4 月 6 日まで（NY ダウは 4 月 3 日まで）

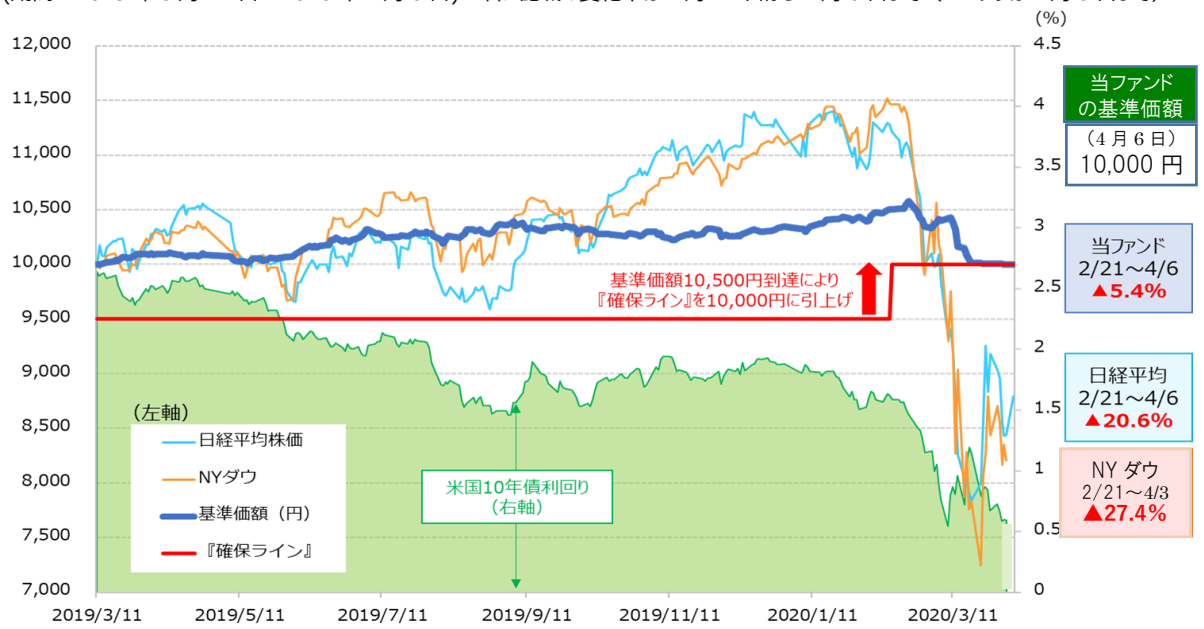


※日経平均株価、NY ダウは 2019 年 3 月 11 日時点を 10,000 として指数化。
（出所：Bloomberg データをもとにりそなアセットマネジメント作成）

## 2．当ファンドの資産配分の推移

当ファンドは、投資環境に応じ資産配分を変更することで、運用リスクをコントロールすることが特徴のファンドです。

運用開始以来、2019年8月の米中貿易問題により市場のボラティリティ（変動率）が上昇した際には安定性重視資産の配分比率を高めに維持（下図①）することで、基準価額の変動を抑制しました。2019年10月以降は、市場のボラティリティが安定したため、成長性重視資産の配分比率を引き上げ（下図②）、株式市場の上昇に追随しました。

2月下旬の新型コロナウイルス問題の発生以降、それまでほぼ下限まで引き下げていた安定性重視資産を、2月下旬から3月初旬にかけ、直ちに最大となる90%まで引き上げました（下図③）。しかしながら、その後も、過去に例を見ない水準での株式と債券の両市場の大幅下落が連日みられたため、基準価額が『確保ライン』に近づいた3月中旬以降は、キャッシュ等の組入れを開始し、連日キャッシュ等の配分比率の引き上げを実施しました（下図④）。これにより、基準価額の下落は一定程度抑えられたものの、リーマンショック時を超える水準での市場の価格変動により、運用資産を保有した状態で基準価額を安定させることが困難な状態となりました。

**当ファンドの資産配分推移（設定来）**

(期間：2019 年 3 月 11 日～2020 年 4 月 3 日)

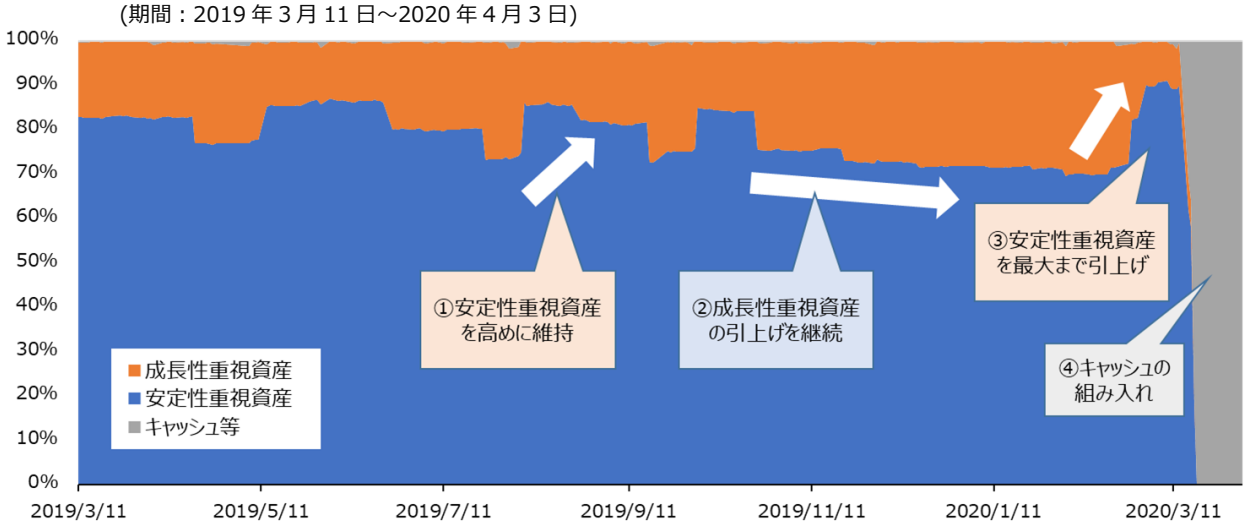


## 3．受益者の皆さまへ

当ファンドの特徴である『確保ライン』は、お客さまの大切な資産を大きな下落から守るため、基準価額がこれを下回らないようあらかじめ定めている水準です。過去のリーマンショック等の世界的な市場混乱時には、運用資産の下落幅が想定できないほど大きくなり、また一旦大幅に下落した価格は元に戻るまでに相当な期間を要することがありました。このような際に、想定以上の損失が出ないよう、下落を一定水準にとどめたうえで、お客さまのご資産を確保することが、当ファンドの特徴である『確保ライン』の役割となります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、米国のNYダウ平均株価が過去最大の下落幅を記録するなど、これまでの想定を超える範囲での市場の混乱を招いており、収束までに相当の時間を要するものと考えております。

当ファンドは、『確保ライン』が10,000円に切り上げとなっていたため、市場の混乱期においても元本確保のうえ、お客さまへご資産をお返しすることとなりました。

今後の証券投資信託の運用につきましては、引き続き投資家の皆さまのご期待に添えますよう、万全を期して一層努力してまいる所存でございますので、今後とも、より一層のご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 投資リスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いします。
●市場リスク（株価変動リスク、金利（債券価格）変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスク）、●資産配分リスク、●信用リスク、●流動性リスク、●カントリーリスク
◇基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。
当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証契約は保証会社（株式会社りそな銀行）の信用リスクの影響を受けます。保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったときは、ファンドは繰上償還します。この場合、基準価額または償還価額は『確保ライン』を下回る可能性があります。

＜その他の留意点＞
- 当ファンドは、基準価額が下落時においても『確保ライン』を割り込むことがないよう運用リスクの調整を図りつつ安定的な収益の確保を目指して運用を行いますが、常にファンドの基準価額が『確保ライン』を上回ることを委託会社が保証するものではありません。
- 当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証会社の破綻等により保証契約が履行されない場合には、基準価額または償還価額が『確保ライン』を下回る可能性があります。
- 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。
  - ・基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
  - ・基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。
  - ・保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。
- また次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。
  - ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。
  - ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - ・やむを得ない事情が発生したとき。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## 当資料に関するご留意事項

当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするためにりそなアセットマネジメント株式会社が作成したものであり、投資勧誘を目的とするものではなく、また金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
なお、以下の点にもご留意ください。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用ができない場合があります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

## ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="2">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td>募集期間は終了しており、購入のお申込みはできません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="2">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>運用管理費用<br>（信託報酬）</td><td>1ヵ月に1度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド（ＲＡＭマネーマザーファンドを除きます。）の時価総額のうち当ファンドが保有する部分の合計が、純資産総額に占める割合（以下「リスク性資産割合」といいます。）に応じ、以下の表に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。
<table>
<tr><th>リスク性資産割合</th><th>運用管理費用（信託報酬）</th></tr>
<tr><td>50%以上</td><td>年率1.243%（税抜1.13%）</td></tr>
<tr><td>25%以上50%未満</td><td>年率0.561%（税抜0.51%）</td></tr>
<tr><td>25%未満</td><td>年率0.297%（税抜0.27%）</td></tr>
</table>
※ 基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の運用管理費用の総額は0円とします。<br>※信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のとき、信託財産から支払われます。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>保証契約にかかる保証料は、ファンドの純資産総額に対して、年率0.216%を乗じて得た額とします。<br>保証料は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。<br>※ 上記の運用管理費用（信託報酬）に保証料を加えた費用は最大で年率1.459%（税込）となります。<br>※ 基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の保証料の総額は0円とします。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td>監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等（これらの消費税等相当額を含みます。）は、その都度（監査費用は日々）ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。</td></tr>
</table>

※上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

## 販売会社（当ファンドの募集は終了しており、購入のお申込みはできません。）

| 商号（50音順） | 登録番号等 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 登録金融機関<br>関東財務局長（登金）第593号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社みなと銀行 | 登録金融機関<br>近畿財務局長（登金）第22号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社りそな銀行 | 登録金融機関<br>近畿財務局長（登金）第3号 | ○ | ○ | ○ | |

## 委託会社、その他の関係法人

■委託会社　りそなアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 2858 号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図を行います。
お問い合わせ：0120-223351（営業日の午前 9 時～午後 5 時）
ホームページ：https://www.resona-am.co.jp/

■受託会社　株式会社りそな銀行
ファンドの保管および管理を行います。

■保証会社　株式会社りそな銀行
基準価額または償還価額が「確保ライン」未満とならないために要する額を信託財産に支払います。

■販売会社　募集・販売の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。